

令和3年度税制改正

昨年12月21日、「令和3年度税制改正の大綱」が閣議決定されました。

(外部リンク) [財務省ホームページ「税制改正の概要」](#)

今回の税制改正のうち、主に個人や中小企業にとって注目される項目についてお伝えします。

✚ 個人所得課税

○ 住宅ローン控除の特例の延長等

- ・控除期間13年の特例の適用期限を延長し、令和4年末までの入居者を対象とするとともに、この延長した部分に限り、合計所得金額1,000万円以下の者について面積要件を緩和する(50㎡以上→40㎡以上)。

(解説) 住宅ローン控除について、控除期間13年の特例(通常10年)を令和4年末まで延長するとともに、この延長期間、所得制限(1,000万円以下)を設けて面積要件を40㎡以上に緩和します。住宅ローンの対象はファミリー向けとする従来の概念から一歩踏み出すもので、間取りでいえば1LDKタイプが住宅ローン控除の対象に入ってきます。シングルやディンクスなどに人気があるタイプで、都心部で近年販売戸数を増やしています。税制改正により注目度が上がりそうです。

○ 退職所得課税の適正化

- ・勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金についても、雇用の流動化等に配慮し、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について2分の1課税を適用しない。

(解説) 外部からヘッドハンティング等する際、意図的に、その(短期間勤務予定の)従業員の給与を下げ、代わりに高額な退職金を支払う方法が見受けられます。従業員の退職金に関する税負担軽減の税制を利用した方法ですが、これを是正するために勤続年数5年以下の従業員に関する退職金について課税強化します。

✚ 資産課税

○ 土地に係る固定資産税等の負担調整措置

- ・宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。
- ・その上で、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。

(解説) 2021年度からの3年間は地価が上昇傾向にあった2020年1月の地価公示に基づいて課税されることになっていましたが、2021年度に限って負担軽減措置が取られることになりました。地価の上昇に伴って2020年1月の地価公示に基づく課税額が、2020年度を上回る場合、2021年度の税額は据え置き、地価の下落によって課税額が減る場合はそのまま課税額を引き下げます。

○ 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

- ・ 節税的な利用を防止する観点から、受贈者が贈与者の孫等である場合の贈与者死亡時の残高に係る相続税額への2割加算の適用等、所要の見直しを行った上、適用期限を2年延長する。

(解説) 1500万円までの教育資金の一括贈与を非課税にする人気の特例制度ですが、その要件が、令和3年4月からの延長・改正で厳格化されます。具体的には、贈与者の死亡時に残った贈与財産は全て相続税の対象となり、祖父母から孫への贈与は相続税の2割加算の対象になります。税制上のメリットが低下する可能性があるため、利用を検討される方は、この3月までに駆け込み申請するのも一考です。

✚ 法人課税

○ 産業競争力強化に係る措置

- デジタルトランスフォーメーション (DX) 投資促進税制の創設
 - ・ 「つながる」デジタル環境の構築 (クラウド化等) による事業変革を行う場合に、税額控除 (5%・3%) 又は特別償却 (30%) ができる措置を創設する。
- カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設
 - ・ カーボンニュートラルに向け、脱炭素化効果の高い先進的な投資 (化合物パワー半導体等の生産設備への投資、生産プロセスの脱炭素化を進める投資) について、税額控除 (10%・5%) 又は特別償却 (50%) ができる措置を創設する。
- 繰越欠損金の控除上限の特例
 - ・ コロナ禍の厳しい経営環境の中、赤字であっても果敢に前向きな投資^(※)を行う企業に対し、その投資額の範囲内で、最大5年間、繰越欠損金の控除限度額を最大100% (現行: 所得の金額の50%) とする特例を創設する。 (※) カーボンニュートラル、DX、事業再構築・再編等

○ 中小企業の支援

- 所得拡大促進税制の見直し
 - ・ 雇用者全体の給与等支給額に着目した要件に見直す。
- (解説) 企業が従業員を解雇したり、採用活動を中止したりする動きが広がっていることを踏まえ、法人税の優遇措置を抜本的に見直し、重点対象を、賃金を引き上げた企業から、総雇用の改善に取り組む企業に移します。中小企業については、従業員全体の給与の総額が前の年度より1.5%以上増えていれば、税負担を軽減します。

一般社団法人全国経営診断士協会

〒112-0004

東京都文京区後楽 2-2-17 NBD 三義ビル

TEL : 03-3812-8211 FAX : 03-3812-8213

mail@cbca.jp

http://www.cbca.jp

お問い合わせ先